

## 令和5年(2023年)第8回ニセコ町議会定例会

令和5年(2023年)12月13日(水曜日)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告  
(産業建設常任委員会報告)
- 6 認定第 1号 令和4年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について  
(決算特別委員会報告)
- 7 請願第 1号 国立病院の機能強化を求める請願  
(請願者／全医労北海道医療センター支部長 渡邊りさ、紹介議員／高木直良)
- 8 承認第 1号 専決処分した事件の承認について(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 9 議案第 1号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について
- 10 議案第 2号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について
- 11 議案第 3号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について
- 12 議案第 4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について  
(提案理由の説明)
- 13 議案第 5号 ニセコ町道路線の廃止について(ニセコミライ通)  
(提案理由の説明)
- 14 議案第 6号 ニセコ町道路線の認定について(ニセコミライ通)  
(提案理由の説明)
- 15 議案第 7号 ニセコ町宿泊税条例  
(提案理由の説明)
- 16 議案第 8号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 17 議案第 9号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 18 議案第 10号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 19 議案第 11号 ニセコ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)

20 議案第 12号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算

(提案理由の説明)

21 議案第 13号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算

(提案理由の説明)

○出席議員 (10名)

1番 高瀬 浩 樹

2番 大野 幹 哉

3番 高木 直 良

4番 榊 原 龍 弥

5番 前原 孝 植

6番 小松 弘 幸

7番 斉藤 うめ子

8番 木下 裕 三

9番 篠原 正 男

10番 青羽 雄 士

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長

片山 健 也

副 町 長

山本 契 太

総 務 課 長

福村 一 広

防 災 専 門 官

青田 康 二 郎

企 画 環 境 課 長

黒 瀧 敏 雄

企 画 環 境 課 参 事

阿 南 孝 宏

税 務 課 長

鈴 木 健

町 民 生 活 課 長

富 永 匡

保 健 福 祉 課 長

桜 井 幸 則

農 政 課 長

中 川 博 視

農 業 委 員 会 事 務 局 長

農 政 課 参 事

山 田 浩 二

国 営 農 地 再 編 推 進 室 長

石 山 智

商 工 観 光 課 長

阿 部 信 幸

商 工 観 光 課 参 事

三 上 進

都 市 建 設 課 長

橋 本 啓 二

上 下 水 道 課 長

石 山 康 行

総 務 係 長

樋 口 範 幸

財 政 係 長

浅 井 理 登

教 育 長

片 岡 辰 三

学 校 教 育 課 長

淵 野 伸 隆

こども未来課長	齋藤徹
町民学習課長	中村正人
学校給食センター長	三橋公一
有島記念館長	寺島弘道
代表監査委員	佐竹三郎
農業委員会会長	荒木隆志

○出席事務局職員

事務局長	高瀬達矢
書記	高佐藤秀美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第8回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において4番、榊原龍弥君、5番、前原孝植君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月21日までの9日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、黒瀧敏雄君、企画環境課参事、阿南孝宏君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸典君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、農政課参事、長田陽介君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、阿部信幸君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、淵野伸隆君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、齋藤徹君、学校給食センター長、三橋公一君、有島記念館長、寺島弘道君、代表監査委員、佐竹三郎君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告3件を受理しています。

また、北海道弁護士会連合会から刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書、福岡県行橋市議会

議員から年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める陳情書、2件を郵送により受理しています。それらの内容は、お手元に配付したとおりです。

次に、9月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（青羽雄士君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第8回ニセコ町議会、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第8回ニセコ町議会定例会、行政報告をお開きいただきたいと思います。

令和5年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

おめくりいただきまして、まず、総務課の関係であります、全国町村長大会への参加ということで、11月15日、NHKホールにおいて開催しているところであります。まず、決議として17件の決議を行っております。これにつきましては、こども・子育て政策を強化すること、食料の安全保障の確立、それから、東京一極集中を是正し分散型の国造りを強力に推進すること、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること、地方分権の推進を進めること、こういったこと全体で17件の決議をしたところであります。また、特別決議として、国土強靱化、子育て政策の強化、食料安全保障の確立、この3件をしたところであります。また、13件の重点要望事項と35件の要望について要請活動を行ってきているところであります。

次に、後志広域連合の関係、その下2として、幹事会及び後志連合会議が11月6日、倶知安町で開催されております。また、11月20日、その下後志広域連合議会の定例会を行っているところでございます。

次に、2ページ目をご覧いただきまして、3として、羊蹄山ろく消防組合の関係、そこに記載のとおりとなっております。

中ほど、4として、羊蹄山ろく消防組合会議ということで、11月11日に開催されておまして、消防力整備10年プラン推進検討会議の協議、あるいは組合に出納業務担当者の共通経費化というものも議論し、承認しているところであります。

その下、5として、羊蹄山ろく消防組合設立50周年記念式典への参加ということで、11月20日、倶知安町公民館の大ホールで行われたところであります。

次に、3ページ目でございますが、6として、過疎対策の要望ということで、10月25日、記載のとおり、衆議院、参議院、総務省等を訪問しております。これにつきましては、過疎法施行されて、これは10年の時限立法でありまして、制定の経過で、あと7年で過疎法自体がなくなるということで、特に私どものような人口微増状態の町におきましては、現在の過疎法が継続されたとしても次につなが

らないということもありまして、これらについて次のステージについての支援というものを行ったところでもあります。

この過疎法につきましては、谷公一先生が党の過疎の委員長も行ってございまして、この過疎についてはできるだけ卒業団体をつくるべきだという主張を一貫して行っている方でございまして、特にこの過疎についてはかなり力をお持ちということで、谷先生のところも訪問させていただきました。ニセコ町については、人口が増えているから卒業していいのではないかというようなお話もいただきましたが、我が町は財政力指数は依然として低いままでありますので、三割自治のまま過疎から外れるということは立ち行かないということで、これら、私どもと類似町村が、現在、北海道長沼町、新篠津村、それから留寿都村、鷹栖町、猿払村、鶴居村、このまちが次に卒業ということが目途としておりますので、これらでまた連携して新たな法制度設計も行うことを合意して、今後、進めたいということ考えているところでもあります。

その下、7として、北海道3広域連合北海道要請活動、10月26日、北海道庁というふうには書いておりますが、今般の国の制度の中で、特調交付団体という49の団体がありまして、これはこういった、介護も含めてですけれども、広域行政を進めるといふ、広域連合をできるだけ多くするという国の政策がありまして、これらについて、広域連合である、組織をしたところに対して国が手厚く補助ということが新年度から廃止されるということになってございまして、これに併せて、北海道も三つの広域連合があります。空知、大雪、後志という三つの広域連合に対して、これまで出してきたものは国に従って廃止するということの通知がありました。これについては引き続き、広域行政を我々は決意をして後志広域連合をやっておりますので、引き続きこの手当、広域連合としてのプラスアルファの手当、補助について継続してもらいたいよう要請を行ってきたところでもあります。

この要請に基づきまして、10月4日に北海道からの通知があつて、3団体の広域行政の状況を鑑みて、3年間にわたり継続するというので、これまで1,700万円の応援を得ていたものでありますが、令和6年が1,450万円、令和7年が1,210万円、令和8年が970万円と、段階的に削減をしますが、3年間については道の支援をするということで連絡を受けたものでございます。

以下、その下ちょっと飛んでいただきまして、10として、在日オーストラリア総領事が11月13日、来町されております。これは、オーストラリアの皆さんがニセコにたくさん来られるということで、災害時の対応、あるいは救急出動等について、消防力でありますとか、そういったものの確認ということで意見交換をさせていただいたところでございます。

次に、4ページ目ではありますが、上段12、全国子育て応援会議への参加ということで、11月10日、子育て日本一と言われている奈義町を訪問し、こども家庭庁の高橋審議官を囲んで首長同士の意見交換を行って、今後の子育ての在り方について議論させていただいたところでもあります。

その下、4ページの後段ではありますが、16、ニセコ町議員報酬等審議会を11月6日、開催させていただいております。

次に、おめぐりいただきまして、5ページ目でございます。中ほど、19として、土地の寄附の受入れにつきまして、3件4筆1,019平方メートルの土地について、記載のとおり寄附を受けているところでもあります。

次に、6ページ目をご覧くださいまして、22、泊原子力発電所安全対策工事等進捗状況視察ということで、9月29日、職員6名が参加して行っておりまして、その下、原子力発電の関係が書いてありますが、飛んでいただいて、25、防災マップづくり「防災さんぽ」ということで、10月23日、市街地地区で行っております。これは、北海道放送株式会社、それから北海学園大学とニセコ町の共催によって、子どもまちづくり委員会の子どもたちを中心として防災マップを作っているという作業の経過でございます。

その下、飛んでいただきまして、27、令和5年度北海道原子力防災総合訓練が10月25日に行われ、UPZの住民避難訓練、それから緊急時のモニタリング訓練等が行われております。

次に、7ページ目をおめぐりいただきまして、上段から下、29、令和5年度第2回安否情報システム全国一斉訓練が11月7日、記載のとおり行われております。

また、下のほう、32、令和5年度後志総合振興局雪害対策連絡会議が11月16日に行われております。

次に、8ページ目でございますが、上段で34、泊発電所の立入調査、11月20日に私どもの防災専門官が参加して立入調査を行ったところであります。

その下、次に、企画環境課の関係であります。

北海道新幹線・高速道路の関係であります、(1)北海道新幹線並行在来線対策協議会、11月2日に後志総合振興局で担当者による会議が開かれております。その下(2)しりべし高速道路ネットワークフォーラム2023が9月21日に蘭越町の山村開発センターで開催されております。

また、道路と北海道新幹線の要請の周期要請活動、北海道が11月2日、それから中央東京が11月16日、それぞれ要請活動を行ったところであります。

次に、9ページ目のほうであります、そこに町村会、あるいは後志の開発期成会の関係がずっと記載のとおり開催されております。

下のほうの7として、タクシー供給不足解消に伴うニセコモデル調印式ということで、10月3日、札幌市の北海道ハイヤー会館で行われたところであります。この内容につきましては、広報ニセコ12月号、5ページ、6ページで記事を出させていただいておりますが、この12月11日からこのGOアプリによる運転試行というのを現在行っておりまして、12月18日から2024年、来年の3月19日まで、このGOアプリを活用したタクシーの増車実証試験を行うということで、現在12月18日に倶知安町において出発式が行われる予定となっております。これにつきましては、地元事業者とも再三の事業調整といいますか、地元の事業者の経営を圧迫しないということでありますので、地元はこれまでどおりタクシー運営していただいて、GOアプリを活用して乗られる方については、配車料といいますか、そういったアプリ手配料が900円ということで、その差をつけることによって、地元事業者のできるだけ経営を圧迫しないということで皆さんとの合意をして、今回実施するという事になっております。また、ニセコは特に結構大きな荷物を持ってこられるインバウンドの皆さんが多いので、このタクシーも、大型を中心として、アルファードも3台入れるというようなことで、そういったワゴン系を用いると同時に、一部車両につきましてはルーフキャリアというのを積んで、こういった観光客の皆さんの移動に対応するという事にしております。原則といいますかアプリ上も倶知安町とニセコ町の町域内の運行ということでありますが、私ども倶知安の昆布地区とはずっと連携をして、昆布温泉地

区もそうありますが、連携をしておりますので、蘭越町の例えば幽泉閣ですとか、そういう一部についてはこのアプリ内で運行できるということにしているところでもあります。今後、国のほうでも今ライドシェアの動きがありますが、我々の現在やっていることも、このライドシェアの町村長の部会がありまして、その中には随時情報提供しながら、国が今、動いているものと連携しながら進めているというような状況でございます。

次に、10ページ目上段であります。9として、国際交流事業の実施状況について、記載のとおり、それぞれ様々な、料理教室やハロウィンイベント等を行ってきたところであります。

次に、11ページ目でございます。上段、10として、地域公共交通改善事業の実施状況ということで、デマンドバスの運行状況は記載のとおりとなっております。この4月から10月で、630名ほど前年から見ると利用増ということになっております。

その下、11として、ふるさとづくり寄附、ふるさと住民票について、この条例の寄附の状況を表として記載しているところでもあります。現在、残としては1億400万円というような数値となっております。12ページ目に、地域別寄附者とふるさと住民の登録状況ということで、現在、ふるさと住民197名ということになってございます。

その下、12、防災ラジオの配布、貸出し状況は記載のとおりとなっております。

その下、13、コロナ禍も明けまして、まちづくり懇談会、11月27日から12月8日、各地域の要望の日にちで調整を行って開催しております。14回の開催ということになっておりまして、今後とも、地域の要望に応じて随時開催をしてみたいというふうに考えております。

その下、14として、こんにちは・おぼんです町長室の状況、それから、まちづくりトークの状況は記載のとおりとなっております。

また、これらのいろんなまちづくりトークやまちづくり懇談会の中で、多く出ていますご意見等は、デマンドバスや地域交通、それから子育て、居場所づくり、この夏暑かったので高温対策、それから新幹線や高速道路、そして並行在来線の今後について、それから宿泊税の使途について、あるいは住宅対策等の意見が多く出されてきているところであります。

次に、13ページ目でございますが、広報ニセコの特集状況等は記載のとおりとなっております。

その下、17、行政視察の受入状況ということで、令和5年度は現在までのところ33団体328人の方がご視察いただいているような状況でございます。

次に、14ページ目でございますが、18として第38回環境審議会、また、次のページの22の11月15日、環境審議会、第39回目の開催を記載してございます。この環境審議会におきましては、環境基本計画の現状と課題のほか、ニセコ町の脱炭素アクションプランの現状、これの第3次について議論させていただいているところであります。

その下の19、持続可能な発展を目指す自治体会議、あるいは世界気候エネルギー世界首長誓約、上士幌開催等記載のとおりでございます。それから15ページ目にも一部記載しておりますが、地方自治体の地熱研究会 in 大分、それぞれ担当職員が出席しております。

それから、14ページ目の一番下の21、水資源保全全国自治体連絡会全体会議が福井県の大野市で10月31日に開催されておりまして、この水資源保全全国自治体連絡会自体は、各道県の条例にも相当影



響を与える提案をさせていただいたり、特に国の水循環基本法の制定に当たっては、私どもの様々な要請が国の法律に生かされたということで、大変重要な会議というふうに思っております。これまで私が副会長に就任しておりましたが、今回役員改選で、会長は佐久市長から熊本市の大西市長に交代しております、私も顧問に就任をさせていただいたところであります。

次に、15ページ目でございますが、中段25、ニセコ中央倉庫群指定管理の状況ということで、それぞれ記載のとおり利用していただいている状況であります。

次に、16ページ目、税務課の状況であります。

1として、町税の収納実績ということで、予算額9億2,100万円に対して現在調定額は9億3,600万円というような状況になっております。

その表の下、2として、宿泊税に関する検討状況ということで、(1)北海道主催「観光振興を目的とした新税に関する懇談会」と「新税の検討に係る市町村意見交換会」への出席ということで、9月14日、税務課長が出席しております。

また、(2)町内主要ホテルに対する段階定額案の個別説明ということで、主に訪問説明ということで10月30日から11月2日まで、記載のとおり行っております。

また、(3)観光審議会における宿泊税の意見交換を11月6日、これまでの定率制から段階定額制への改正といえますか、こういうことについて意見交換をさせていただいたところでございます。

次に、17ページ目でございますが、(4)宿泊事業者との個別意見交換ということで、11月上旬から中旬にかけて町内のペンション経営者の皆さんとの意見交換を行ってきたところであります。

また、(5)宿泊税条例案の縦覧と意見募集ということで、11月8日から11月17日まで、町の公式ホームページとニセコ町税務課窓口において進めておまして、意見としては3件いただいて、町公式ホームページに公開をさせていただいているところでございます。

また、(6)宿泊事業者向けの説明会を11月16日、午後と夜と2回、町民センターで開催しているところであります。この会におきましては、北海道経済部の観光担当職員も傍聴に来ておられます。

その下、次に町民生活課の関係であります。

1として、ニセコ町民センターの利用状況は記載のとおりとなっております。

また、その下の2、住民基本台帳ネットワークの運用状況ということで、令和5年10月末現在の申請件数の率89.9%、交付件数の率が77.8%となっております。

以下、(2)マイナンバーカード普及促進の取組について記載させていただいたところであります。

次に、18ページ目でございますが、一般廃棄物の処理状況、(1)ごみの収集量の状況でございますが、観光客の増大に伴って、ごみ量も記載のとおり増えているというような状況であります。

その下、(2)使用済みの小型家電の収集、10月27日と28日に行っております。

その下、4として、秋のクリーン作戦の実施、10月3日に全町で行っております。

その下飛んで、6として、羊蹄山麓環境衛生組合の関係町村長会議が11月28日に開催しております、この中で、し尿処理手数料を改定、実質的には値上げさせていただくことの合意を得ているところであります。現在、し尿収集の事業者におかれましては、様々なコストアップの中で大変厳しい経営状況に置かれているということで、多少大幅なアップをしようということで合意をいたしたところ

であります。詳細については、また事務局で案を提示し、それに基づいてできるだけ早く改定しているという方向で進めているところでございます。

次に、19ページ目でございますが、7として、交通安全の推進状況ということで、それぞれ交通安全関係、記載のとおりとなっております。

このページの中段、8として、無料法律相談会、札幌弁護士会のご協力で、9月、10月、11月とそれぞれ記載のとおり、ニセコ町民センターにおいて開催させていただいております。

次に、保健福祉課の関係であります。

1として、ニセコ町社会福祉委員（民生委員）会議の開催ということで9月23日、敬老お祝いの関係、長寿祝金、就学援助、高齢者等の除雪事業、福祉灯油、こういったことについて協議をさせていただいたところであります。

その下、ニセコハイツ等の入居状況でございますが、ニセコハイツは、現在、50人中46人の入所、きら里が18人中18人ということでの入所状況となっております。

次に、20ページ目でございますが、上段、3として、新型コロナウイルスワクチンの接種状況、これは11月末現在の状況でございますが、表に記載のとおりとなっております。

その下、4、各種健康診査の実施状況ということで、乳幼児健診からパパママセミナー等、こういった活動について記載をし、一番下の(6)エキノコックス症の健康診断も9月4日に行っており、全員陰性ということの結果を受けております。

次に、21ページ目、巡回ミニドック、幼児食の教室であるとか、あるいは生活習慣病の予防料理教室、健康運動教室等、記載のとおりとなっております。

次に、22ページ目をご覧くださいまして、倶知安厚生病院の第2期整備費用負担事業というタイトルにしておりますが、倶知安厚生病院に係る第2期の整備事業の状況についてご報告申し上げたいと思います。

倶知安厚生病院第2期整備事業の進捗状況につきましては、令和4年4月、精神神経科病棟1階の改修工事に着手し、同年7月までに精神作業療法などの一部機能を同棟2階、3階へ移転させております。また、令和4年8月に着工した北棟及び保育所棟の解体工事は、この令和4年の11月に終了し、北棟にあった院長室や総務課などの管理機能の改修が完了しているところでありまして、精神神経科病棟の1階にこれらを移転させているところであります。

現在、増改築の建設工事をしてありますが、現在のところ2週間の工事遅れというふうにはありますが、一応予定としては令和6年11月のリニューアルオープンに向けて、現在、取り進めているという状況となっております。

これらにつきましては順調に進んでおりますが、駐車場及び外構の工事は、令和8年4月着工、同年8月に終了予定ということになっておりまして、進めているところでありますが、実は現在、ご承知のとおり建築コストが相当高騰しているというような状況でありまして、倶知安厚生病院のこの工事費の増額要請につきまして、私どものつくっております第2期整備推進協議会、これは正副会長が、会長は倶知安町長、副会長が蘭越町長と寿都町長になっておりまして、この正副会長に対して増額要請の説明があったということで、年明けには私どもにも連絡があって、協議会が開かれ、今後の負担

等を見極めながら応援をしていくことになろうかというふうに考えているところであります。

その下、12として、令和5年地域包括支援センターの運営状況は記載のとおりとなっております。

また、(2)地域ケア会議・サービス調整、それから(3)介護予防事業、高齢者の声かけ、貯筋教室、介護予防料理教室、リハビリ訪問等、記載のとおりとなっております。

また、23ページ目ではありますが、(4)家庭介護の支援状況、その下、(5)認知症対策総合推進事業、(6)介護予防プランの作成、(7)介護予防ケアマネジメント、以下、記載のとおりとなっております。

その下、13として、令和5年度国の施策に伴う給付金等の給付状況について記載させていただいております。

(1)低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、これにつきましては、18歳未満の子どもがいる非課税世帯、対象児童1人につき5万円ということで、給付実績が395万円、79名となっておりますが、これにつきましては6月16日に支払いを行っております。

その下、(2)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、これは対象は非課税世帯、1世帯につき3万円ということで、給付実績が1,824万円、608世帯ではありますが、これにつきましては8月18日から10月19日の間、3回にわたって支払い済みとなっております。

その下、15として、第1回北海道国民健康保険市町村連絡会議がオンラインで11月27日にありまして、今回、子どもは昨年からの標準、道の通知に基づいて負担額をお支払いしております、この率も道に合わせて行っておりますが、今般、道からの通知では、子どものいる世帯、特に子どもの多くいる世帯に多い負担になるということになっておりまして、これらについてももう少し配慮すべきではないかという意見は伝達させていただいたところであります。

次に、24ページ目、農政課の関係であります。

1として、水田農業生産状況と産米の出荷状況が、(1)、(2)にそれぞれ記載のとおり、また、(3)令和5年度産米の状況について、その達成率等は記載のとおりとなっております。

25ページ目の上段ではありますが、イエスクリーン米の状況、記載のとおりであります。

その下、2として、木育イベント「NISEKO WOOD PARK」の実施ということで、9月24日、ニセコアンヌプリスキー場で開催しておりますが、大変好評を博しております、実行委員会をはじめ皆様のご努力に感謝をしたいというふうに思っております。

その下、3として、おひさま広場、ニセコ小学校、ニセコ高等学校、それぞれ農業の収穫体験、エンジンであるとか米の稲を植えるところから脱穀して収穫すること、そしてまたそれらを自分たちで食べるということの経過が記載のとおりとなっております。

その下、7として、中後志地区農業士・指導農業士ブロック研修会、11月20日に開催し、ニセコ町内の新雪谷茶園やニセコ蒸留所の視察もいただいたところでございます。

次に、26ページ目上段ではありますが、8として、集約草地の利用状況は記載のとおりとなっております。

その下、9として、令和5年度有害鳥獣被害防止対策支援事業の状況であります。それぞれ、設備整備としては電気柵、爆音機等、あるいは狩猟免許の試験の支援ということで記載のとおりとなっております。

その下、10として、豊里地区有害鳥獣駆除委託業務の実績ということで、カラスの害が大変ひどい地区でありますので、6月1日から10月31日までということで、箱わなによる有害鳥獣、カラスの駆除作業と箱わな管理作業を行ったところであります。駆除頭数は490羽となっております。

その下、11、明暗渠掘削特別対策事業は記載のとおりとなっております。

一番下であります、国営農地再編推進室の状況です。

国営緊急農地のニセコ地区の推進の役員会を10月18日に開催させていただきまして、その次の27ページ目ですが、(2)各地区のそれぞれ推進委員会を10月31日から11月9日の間、進めているところであります。

また、それぞれの会議は記載のとおりとなっておりますが、飛んでいただきまして、4として、第45回全国土地改良大会福井大会が10月10日からありまして、私と期成会の荒木会長にも出席をいただいたところであります。

その下、5であります、国営農地再編整備事業に関する道内要請、それからその下、10月19日は中央要請をそれぞれ行っているところであります。

次に、28ページ目をご覧くださいまして、商工観光課の関係であります。

令和5年度上半期の観光入込客数の調査の速報値は記載のとおりとなっております。ニセコ町の入り込み自体は、昨年、令和4年から見て5%全体での伸びということでありますが、特に道外客の伸びが大きくなっているというような数字が表れているところであります。またその下、宿泊者数の状況、それから宿泊延べ数の状況ということで、特に香港、韓国、台湾、アメリカというところが伸びている実態が分かるかと思えます。

その下、2として、グリーン・デスティネーションズ シルバーアワードの受賞ということで、9月6日から8日の間、審査委員のチームがニセコ町に入りまして、詳細にニセコの観光のリゾート地を含めた町内の評価というのを行っていただいたところであります。私どもは初めての挑戦でありますので、この下にあるブロンズという賞を受賞できれば大変ありがたいなというふうに思っておりましたが、幸い皆様のご努力もありまして、その上のシルバーアワードということで受賞することができました。現在、日本では岩手県の釜石市とニセコ町がこのシルバーアワードを受賞しているところであります。このブロンズや最高賞のゴールド受賞につきましても日本では選出されているところはないというような状況であります。引き続き、上位の賞を受賞できるよう、基盤整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

その下、3として、令和5年度支笏洞爺国立公園連絡協議会の総会が10月4日、真狩交流プラザで開催しているところであります。

次に、29ページ目ですが、4として、ニセコ町・倶知安町と株式会社タイミーとの包括連携協定の締結について、10月27日にニセコ町民センターで行っているところであります。人手不足が深刻となっている状況から、できるだけ多くの皆さんが自分たちの生活の中で隙間時間があれば、そこでアルバイトをしていただくというような仕組みでありまして、スキマバイト、スポットワークサービスの国内最大手である株式会社タイミーと包括連携協定を締結し、多様な働き方の推奨や人手不足の解消に向けた取組をしてまいりたいと考えております。冬期間はホテルやスキー場の雇用ももちろ

んでありますが、夏は農業のそういったスポット的な手伝いに、かなり利用が広がっていくのではないかと期待をしているところであります。

その下、5として、双子のさくらんぼの木後継樹の移植ということで、10月19日、記載のとおり行っております。

その下、ベトナム観光シンポジウムということで、10月23日から開催されておまして、これはベトナムと日本との国交50年ということのを記念して、ベトナム政府観光総局と日本運輸総合研究所、そして日本政府観光局等がベトナムにおけるオーバーツーリズムの克服と、それから日本との関係においての地方における観光地の活性化ということで、日本とベトナム両国における持続可能な観光に向けてというような副題があつてシンポジウムを開催したものでありまして、私のほうから、ニセコ町の観光について説明し、意見交換させていただいたところであります。

その下、7として、東京ニセコ会と連携したプロモーションの開催ということで、代々木公園で東京ニセコ会が出展をしていただいております、大変好評を博しているところであります。東京ニセコ会の皆さんのご尽力に心から厚く感謝を申し上げたいというふうに思います。

その下、8として、経済対策ということで、11月15日を基準日として、ニセコ町に住民登録をしている町民全員に町内で活用できる商品券、お1人5,000円分を配付し、物価の高騰により大きな影響を受けている町民の生活・家計を支え、加えて町内消費を喚起し、域内経済の下支えを図るということで実施しているものでありまして、これは、基準日に母子健康手帳の交付を受けている妊婦の方に対しても加算して配付をさせていただくこととしております。予算額は2,787万4,000円で、商工会のご努力によって、現在、12月10日から2月20日まで利用できるということで配付しているところでございます。

次に、30ページ目ではありますが、中ほど、飛んでいただきまして、11として、観光審議会、11月6日に開催させていただいております。内容につきましては宿泊税等についてでございます。

その下、12として、全国道の駅連絡会の総会、シンポジウム、あるいは要望活動は記載のとおりとなっております。理事会におきましては、私も理事に就任しておりますので、オンラインで参加をしたところであります。

それから、31ページ目を見ていただきまして、上から2段目ですが、北海道地区道の駅連絡会通常総会ということで、9月26日、札幌で開催させていただいております。現在、私が北海道地区の会長になっておりますので、何とか、北海道もそうですが、道の駅全体に対して、国の国土交通省の補助金をつくるべきではないかという要請活動をこれまでずっと続けております。国土交通省の中で道の駅自体は本当に国民の評価が高い制度でありまして、だがしかし、これに対しての補助制度というのは現在のところ国では持っておりません。各地区では、修繕費ですとか大規模改修とか、大変苦勞している実態でありますので、今後とも、引き続き新たな補助制度の創設について行動してまいりたいというふうに考えております。

以下、各シンポジウム等は記載のとおりとなっております。後段、16として、町内の各種イベントの実施状況について、31から32ページ、それぞれ記載のとおりとなっております。かぼちゃの配置、ニセコグラブルフェスティバル、ニセコハロウィン、あるいはJR北海道の大変なご尽力によりまし

て特急ニセコ号の運行もしていただいておりますが、ニセコ高校生がこれに基づいて観光ガイドをしたり、生徒が育てた食材を使用して、このJRの車内販売を行うということをやっているところでもあります。また、ミニケストラの編成であるとか、あるいは一番後段のほうはニセコグリーンバイクプラスの実績状況を書いております。

また、18として、カーシェアリングサービスの実証事業について記載のとおりとなっております、4か月、夏の間実施させていただきました。タイムズモビリティと連携しての実証試験ということで、町民の皆さんの利用状況、それから観光客の利用状況を見ると同時に、私どもはたくさんの公用車を持ってありますが、それが本来、私どもが持ち続けるのがいいのか、こういったシェアする仕組みを活用したらいいのかということも検証したいということで行っております。この間、利用実績として162件の皆さんのご利用がありまして、このうち28件が町の公用車としての利用ということになってございます。

次に、33ページ目ではありますが、19として、町内各スキー場の安全祈願祭は記載のとおりとなっております。

また、20として、ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会の開催ということで、担当者会議と総会が11月27日にニセコ町民センターで開催されております。この中でも、防災科学技術研究所の担当者2名に来ていただきまして、防災科研として、現在、ニセコの雪崩を科学的に検証し、ニセコルールというものを応援するというところで今動いていただいておりますので、その報告もいただいたところであります。

その下、ニセコスキー場安全利用対策協議会総会、ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会の前段で開催させていただいております、緊急の防災体制等について確認を行ったところであります。

その下、22として、リゾート観光協会の取締役会、あるいは次のページにも、24として、キラットニセコ取締役会にそれぞれ出席している状況は記載のとおりとなっております。

34ページ目の上段ではありますが、令和5年度ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」の入館状況ということで記載させていただいております。綺羅乃湯におきましては大変好調な入館者ということで、これまでの4月から11月の入館者としては8%の増ということになってございます。

その下、25として、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況、相談受付件数は記載のとおりとなっております。

次に、都市建設課の関係であります。

1として、北海道「命のみち」づくりを求める東京大会、それぞれ記載のとおり出席をしております、以下、私ども道路の要請、あるいは高速道路のことがありますので、それぞれ記載のとおり東京の会議に出席をして要請活動を行っております。

35ページ目の上段ではありますが、3として、ニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催ということで、9月20日、10月26日、それぞれ開催しております。

また、4として、第2回ニセコ町建築ガイドライン検討委員会を10月23日に開催しております。

その下、5として、ニセコ町除雪事業者連絡会議、10月12日、昨年における苦情件

数や要望事項の確認、それから除雪路線、それから夜間や暴風雪時の緊急体制等について意見交換あるいは確認をしたところでございます。

その下、6として、羊蹄地域社会資本整備推進会議が11月7日、北海道小樽建設管理部真狩出張所で開催しているところでありまして、ニセコ町では現在、道道岩内洞爺線の歩道整備でありますとか、こういった29件の要望を上げて、お願いをしているところであります。

その下、7として、国土利用計画法に基づく土地取引の状況であります、届出件数9件、うち海外資本によるものが3件、以下、記載のとおりとなっております。

また、36ページ目の上段であります、景観条例に基づく協議ということで、9月から11月の間で、開発事業9件、屋外広告物に関するものが3件というような状況になってございます。

その下、上下水道課の関係であります。

1として、市街地区新配水池建設に関する住民説明会を9月6日にニセコ町民センターで開催しております。

次に、飛んでいただきまして、農業委員会の関係であります。

1として、後志地方農業委員会連合会の役員会が記載のとおりとなっております、以下、研修会等、記載のとおり農業委員の皆さんが出席いただいているところであります。

その下、3として、地区別農業委員等研修会が10月24日、倶知安町文化センターでそれぞれ行われておりまして、記載のとおり農業委員が出席をしているところであります。

めくっていただきまして、37ページ目となります、5として、農地パトロールの実績、10月26日、農地の現況調査を行っていただいたところであります。

その下、消防組合ニセコ支署の関係であります、飛んで、3として、ニセコ町少年消防クラブ学習会というふうに、少年消防クラブの活動は記載のとおりとなっております、今般、羊蹄山ろくの50周年記念大会においては、ニセコ少年消防クラブの皆さんが、今までやってきたことの訓練展示をステージの上で見事に実践していただきまして、多くの皆さんから拍手をいただいたところであります。

以下、後段のほう、消防団の第一分団訓練や、次のページになりますが、秋季招集訓練、10月15日、あるいは火災予防の関係、ずっと記載のとおりとなっております。

次に、39ページ目であります、13として、火災予防のポスター表彰伝達、ポスター入選はそれぞれの記載のとおり、中学校、小学校の生徒が入選をしているところであります。

以下、それぞれ訓練、消防活動等、記載のとおりとなっております。

特に39の後段、18として、消防避難訓練指導ということで、8施設におきましてこの訓練をやっているところであります。

また、40ページ目後段で、19として、救命講習ということで、ここに記載のとおり5回それぞれ行っているところであります。

次に、41ページ目、20として、災害出動におけるニセコ支署出動ということで、そこに記載のとおり、警戒出動、火災出動、山岳搜索出動等、11件の出動をしているところであります。

42ページ目、後段であります、21として、ニセコ救急の出動先別出場状況について、記載のとおり

りとなっております。

以下、別表で委託工事の進捗状況を記載してございますので、後ほどご覧いただければ幸いと存じます。

以上で第8回ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは、第8回ニセコ町議会定例会教育行政報告につきまして報告をさせていただきます。

12月13日提出、ニセコ町教育委員会教育長、片岡辰三。

それでは、私のほうから概要についてご説明させていただきます。

まず、1番目の教育委員会の活動につきましては、教育委員会議、第8回の臨時会が10月2日に開催されてございます。報告案件、それから議案につきましては、議席の決定、ニセコ町立北海道ニセコ高等学校学則の一部改正、同じくニセコ町立北海道ニセコ高等学校入学者選抜の実施ということで、議席の決定につきましては、大橋委員の退任に伴いまして千葉委員の任命ということで議席の決定をさせていただいたところです。また、ニセコ高等学校の学則の一部につきましては、道外からの出願がこれまで10%でしたが30%拡大したということ、それから高等学校入学者選抜の実施につきましては、全道的な学力検査の実施等に伴いまして、細かい日程等がそれに合わせて毎年度更新されるというところでございます。

次に、第9回定例会、11月18日開催でございます。こちらの報告につきましては、それぞれ会計年度職員の任用等についての報告ということでございます。全国学力・学習状況の結果について報告をしたところでございます。

次に、第10回臨時会、12月7日に開催されてございます。こちらにつきましては、来年度の教職員等の人事異動の希望状況についての報告がございまして、それから、議案につきましては、ニセコ町立学校管理規則の一部改正、これにつきましては、昨今、今年の夏は非常に暑かったので、長期休業日の休業日数等を5日間延ばして、夏冬それぞれ弾力的に校長裁量で休みの日程を変更できるような、そういった改正を行ったところでございます。

(2)北海道市町村立農業高等学校振興対策協議会の総会が10月6日、大空町で開催されてございます。私とニセコ高校長が参加してございます。こちらにつきましては、全道で市町村立の農業関係の高校が9校ということで毎年開催しているところでございます。来年度、ニセコ高校が当番校ということで、その準備に向けて進めているところでございます。

(3)後志管内教育委員研修会・教育懇談会につきましては、管内のそれぞれの市町村の教育委員、それから教育長、事務局担当者が集まってお互いに情報共有をしているところでございます。今般は10月13日、仁木町民センター、ホテル水明閣で開催したところでございます。

次に、2ページ目をご覧ください。

(4)Y T L インターナショナルカレッジ・オブ・ホテルマネジメントとの協定の締結ということでございますが、この前後、ニセコ高校が4年ぶりに海外見学旅行が再開されたということで、関係機



関へのご挨拶や今後の継続についてのお礼かたがた、教育長のほうも帯同したところでございます。また、実際にマレーシアの専門学校である ICMH の学校との、これまでは高校とカレッジとの提携だったのですけれども、カレッジからの受入れ等も含めて、さらにより幅広い提携を結ぶということで、今回、包括的な連携について相互協力するということで締結をしてきたところでございます。

(5)につきましては、今、教職員関係におきましては、働き方が重要な課題となっております、各学校における働き方の推進状況についての中間報告ということで、オンラインで開催されたものでございます。これらの内容につきましては、町内の各校長を通して各学校に周知しているところでございます。

(6)につきましては、道教委に行きまして、ニセコ高校の改革、それから教職員人事等につきまして協議をしたところでございます。出席につきましてはニセコ高校長も同時に参加しているということでございます。

次に、大きな2番目としまして学校教育の推進、(1)につきましては、学校行事等につきましては記載のとおり開催されてございます。

体験学習等につきましては、近藤小学校、ニセコ中学校でニセコワイナリーさんでの体験、それから近藤小学校稲作体験、ニセコ小学校稲作体験につきましては、それぞれの期日、平松氏の圃場、三浦氏の圃場等でご協力をいただいたところでございます。

3ページをおめくりください。会議・研修等につきまして、校長会議は記載のと通りの開催日に、それぞれ学校経営に関する協議・情報交流や教育委員会からの所管事項について説明をしているところでございます。

教頭会議については、記載のと通りの日程で開催をしているところでございます。

草の根教育実習につきましては、今年度はニセコ中学校が受入れをしていただきまして、大学生3人が来ております。中学校としては、大学生が身近に来て、いろんな動き、あるいは大学生にとっても、教職課程を目指すに当たって郡部校でのそういう教員の動きということについて学んだということで、大変結果がよかったという報告を受けております。

(2)として、学校教育指導ですけれども、後志教育局からの指導訪問ということで、教育指導監ですとか指導主事の訪問が記載のとおり、10月11日は委員会に、11月6日は各小・中学校に訪問がございました。

義務教育指導監の訪問、指導主事の訪問につきましては、そこに②③の記載のとおり、各学校で要請したところでございます。

(3)令和5年度全国学力・学習状況調査の結果につきましては、4月18日実施ということで、中学校におきましては、英語に関する聞き取りにかかっては5月8日に追加で実施しているところでございます。教科・科目につきましては、その表に記載のとおりでございます。

結果につきましては、4ページをおめくりください。表にまとめてございますけれども、小学校6年生につきましては、今年度の結果としては、国語については、全国・全道より若干ちょっと低めでした。算数につきましては、全国・全道よりも高めでありました。中学校につきましては、国語、数学、英語について全体的に全国・全道よりも低かったという結果でございます。これまで、ここ二、三年

の状況では全体に高かったところから若干ちょっと低めに動いているところでもありますけれども、年度ごとの学年の特性等もありまして、あまり一喜一憂もできないとはいえ、学力向上に向けてはニセコスタイルの教育研究会を本年度立ち上げて、各学校が学習改善等で取り組んでいるので、それを支援していきたいというふうに考えてございます。そういう具体的な数値的な結果のほかにも、児童生徒に対する質問調査ということで、それぞれ意欲とか生活状況についての聞き取りもそこに記載してございますので、後ほど目を通していただければというふうに思います。

次に、5ページをお開きください。児童生徒の状況ですけれども、12月1日現在のニセコ町内の小中高の在籍状況については特に大きな変化はございません。表のとおりでございます。

(5) 特別支援教育につきましては、第2回となっておりますけれども、これは第3回ということで修正をお願いしたいと思います。第3回、10月25日に後志中地区就学指導委員会へ諮問するための町内の児童生徒の状況について委員会の中で協議し答申して、②の後志中地区就学指導委員会助言会議の中で審査を受けたということでございます。この報告を受けて、12月に第4回の支援委員会において、最終的にニセコ町内の特別支援に関わる児童生徒を選定して、それぞれ対応する、そういう流れになってございます。

(6) ニセコスタイルの教育ということで、アンヌプリ登山、NPO法人ニセコ未来サポート隊の協力を得まして9月2日に実施してございます。

また、コミュニティ・スクール委員会の役員会が10月10日に開催され、ポスターコンクールの表彰や今後の活動について協議しているところでございます。

6ページをおめくりください。給食試食会が10月19日に開催されております。町内の栄養教諭による食育講話は、そして実際に給食の試食ということで保護者10名、委員4名等が参加してございます。

ニセコスタイル教育研究会ということで、今年度、各学校が連携して立ち上げた研究会の発表会ということで、11月15日、ニセコ中学校を会場に、授業公開、研究協議、講演として「地域と結びついた探究的な学習」ということで、講師に北海道教育大学釧路校教授の境智洋先生をお招きして講演をいただきました。指導・助言ということで後志教育局の指導主事の岸先生から指導助言をいただいたということで、町内のそれぞれの教職員がほぼ全員参加して開催したところでございます。

(7) 学校保健につきまして、フッ化物洗口の実施状況ですけれども、ニセコ小学校は1年生16名、2年生26名実施しているところでございます。

近藤小学校につきましてもフッ化物洗口に向けた説明会ということで、教職員対象が11月28日、保護者対象が12月1日に説明会を開催したところでございます。実際に説明した中で、いろいろ意見等がある中で、今後、希望者につきましては、希望者に向けて実施をすると、準備ができたところで実施をしていきたいというふうに考えてございます。

インフルエンザ等による学級閉鎖ということで、11月に入りまして、かなりインフルエンザが蔓延したという状況で、ニセコ小学校、ニセコ中学校は記載のとおり閉鎖になってございます。

(8) 学校安全ということで、通学路安全推進会議が11月9日に開催したところでございます。昨年度から2名のニセコ町内の児童が昆布小学校に通っているということで、西富地区の交差点になるそこについても、危険箇所等の視察と、それに対する対応についての現地確認を関係機関の方と調査した

ところでございます。

次に、7ページをお開きください。ニセコ高等学校関係ということで、ニセコ高校教育発表会が11月22日に町民センターで開催され、生徒の発表も含めまして、学校がこれから取り組むべき方向性等について説明があった後、参加者全員でワークショップをしたところでございます。参加者35名ということで、中学生から年配の方まで多くの方に参加をしていただいたところでございます。

高校の教育活動としまして、町内サステナブル研修ということで、ニセコ蒸留所、川原種苗、ニセコワイナリーに記載の期日に実施してございます。

それから、シビックプライドを持ったグローバル人材育成プログラムということで、三菱みらい育成財団の補助金の指定を受けて取り組んでいるところでございますけれども、岩手県釜石市の視察研修、持続可能な観光の先進地ということで9月6日から8日、それから品川女子学院とのサステナブルツアー開発については9月23日、それから京都府美山町の視察研修ということで、ベストツーリズムビレッジの観光マネジメントということで11月15日から17日、高校生を中心に視察をしたところでございます。

それから、実際に高校で育てたサツマイモを収穫したものをコラボしてベーグルを販売したということで、9月24日にJR特急ニセコ号で車内販売して完売したという報告を受けております。

見学旅行につきましては、10月16日から21日にマレーシアのクアラルンプールを中心に史跡の見学等、いろいろ多様な多国籍なそういう国ということで、生徒は貴重な体験をしたところでございます。

大学等との連携としまして、小樽商科大学、酪農学園大学、麗澤大学、札幌国際大学との連携授業等が記載の期日で実施してございます。

本年度、後期10月からスタディサプリを導入させていただいて、説明会を受けた中でそれぞれ活用しているということでございます。

③生徒募集に向けた取組として、今年度、中学校への説明会、積極的に要請に基づいて各中学校に出向いて説明をしてきているところでございます。

一日体験入学につきましては、第3回目が10月7日に開催されて、記載のような形で道外からも9名の参加があったということでございます。

8ページをご覧ください。みらい留学ということで、今年度から実際に組み合わせていただいたところでございます。9月24日の対面の合同説明会、それからその後、オンラインでの説明会が記載の期日に実施してございます。かなり問合せ等が今も続いているというふうな状況でございます。

④日本農業クラブ全国大会（農業鑑定協議会）につきましては、生徒2名、教職員1名が10月25日、26日、熊本県で開催された大会に参加してございます。

調査研究・教職員の研修ということで、今年度、予算をつけていただき、全国英語科・国際科高等学校長協会の秋季総会に校長が参加して、情報収集等、全国の動きを調査してきたところでございます。

ニセコ高校魅力化の検討ということで、第4回ニセコ高校寮検討専門委員会が10月25日、引き続き第5回目の寮検討専門委員会が11月25日ということで、具体的な規模ですとか内容、今後のスケジュールについて詰めてきたところでございます。

③第4回ニセコ高校魅力化検討委員会、第2回ニセコ高校教育課程検討専門委員会の合同会議を11月29日に開催しました。全体の魅力化検討委員会でのニセコ高校のイメージ改善の改革の方向性等を受けて、具体的に教育課程が編成されるよう、お互いに情報共有する中でカリキュラム案について検討したところでございます。

9ページにつきましては、先進地視察ということで、大空高校、鹿追高校、それから京都市立開建高校、京都市立日吉ヶ丘高校、新渡戸文化学園等、記載の期日、それぞれの職員等が参加しているところでございます。

10ページをお開きください。大きな3番目として、子育て支援、幼児教育・保育の推進ということで、第3回町子どもまちづくり委員会、10月14日、防災に関わって、防災さんぽということで、まちづくり委員の13名の子どもたちが町内の中を探索したり、防災マップを作ったりというようなことで、HBCの取材、北海学園大学の協力等を受けて開催したところでございます。

全国子育て応援会議、11月10日、奈義町文化センターで開催されているということで、先進的に子育て支援を進めている奈義町の情報を視察してきたところでございます。町長、こども未来課長、こども未来係長が参加してございます。

第16回日本ユニセフ協会CFIC委員会については、9月22日、オンラインで参加してございます。ファミリーサポートセンター利用状況につきましては、記載の登録利用会員、協力会員、実際の利用状況につきましては表のとおりでございます。

11ページをお開きください。(2)幼児センター関係につきましては、園の行事として運動会が9月9日、見学旅行が9月29日等、記載のとおり行事が開催されてございます。発表会が12月2日に実施されてございます。

園児の健康ということでは、フッ化物洗口、5歳児23人、4歳児22人が実施しているところでございます。

園児の安全ということでは、避難訓練、9月28日、10月31日に開催してございます。

入園児童の状況ということで、記載のとおりということで、現在159名の幼児等が通園しているところでございます。

12ページをお開きください。預かり保育の状況、それから子育て支援センターの利用状況につきましては、記載のとおり状況となっております。

また、②一時保育の状況につきましても表のとおりということになってございますので、後ほど詳細を見ていただければと思います。

13ページをお開きください。休日保育の状況につきましては、11月までの段階で表のとおりとなっております。

④の子育て講座等事業実施の状況につきましては、子育て講座「ヨガ教室」、にこにこ相談、それから保育開放等、そこに記載の期日、それから参加者等記載してございますので、ご覧おきいただければと思います。

14ページ、(4)放課後事業関係につきましては、ニセコこども館の状況でございます。80名定員のところ、現在利用状況ということでは73名という状況になってございます。

それから、出張教室ということで「地球温暖化防ぎ隊環境教室」が10月10日、こども館で開催されております。

②として放課後子ども教室、9月から11月につきましては、記載の期日に昔の遊びですとかボードゲーム、カードゲーム、C I Rによる英語教室などを開催してございます。

次に、15ページをおめくりください。社会教育・社会体育の推進ということで、①第2回社会教育委員会議が11月20日、町民センターで開催されてございます。これまで、社会教育委員の仕事というようなことがなかなか周知されていないということで、今般は、後志教育局の教育支援課社会教育指導班から講師として指導主事をお招きして、全道あるいは管内の社会教育の活動状況についてご指導いただいたところでございます。

次に、②の少年体験事業につきまして、今年度、芸術鑑賞会として劇団四季が岩内で9月8日に開催するというので、一部無料で参加できるということで、ニセコ町内の小学5年生・6年生対象にバスを仕立てて岩内町文化センターで芸術鑑賞したところでございます。その後、小学校の低学年につきましては9月27日にニセコ小学校で劇団風の子による劇を見学してございます。それから、中学生、高校生については、11月20日、町民総合体育館におきまして劇団風の子による「ぼくらのぼにしんぐぼいんと」ということで見学をしてございます。ニセコみらいらば、ニセコチャレンジは記載の期日等で開催してございます。

16ページをお開きください。(2)文化・図書活動につきまして有島記念館の展示事業として、内田正泰氏と藤倉英幸氏の、貼り絵等に関わった展示を開催してございます。今年度は特に有島武郎没後100年記念事業ということで関連づけてそれぞれ開催しているところでございます。

それから、丸の二つ目の有島武郎青少年公募絵画展、10月28日から11月12日ということで、約1,000名の方が見に来ていたということでございます。

②有島記念館各種普及事業ということで、連続講演会の3回目として元鎌倉文学館の副館長、小田島様のご講演ということでございました。また、4回目としては「有島家と九州」ということで、川内まごころ文学館の学芸員、財部様からの講話ということで、いろいろなお話をいただいたところでございます。それから、館長講話、アニメーション・プロジェクト「ニセコパーティー」等の事業を開催しているところでございます。

17ページをご覧ください。ニセコ鉄道遺産群、それから、藍染ワークショップ、ジョイントリサイクル等、そこに記載のとおり事業を開催して、コロナが明けて参加者が増えてきているという状況でございます。

③有島記念館入館者の状況でございますが、令和5年度は令和4年度に比べて、コロナが明けて順調に入館者が増えてきているという状況でございます。

18ページをご覧ください。学習交流センター「あそぶっく」の利用状況につきましては、表のとおりでございます。また、あそぶっくの活動状況につきましては、多岐にわたる事業を開催してございます。4月から10月ということで累計になってございますので、そこに記載のような行事が開催されてございます。19ページにも引き続いて開催されてございます。非常にあそぶっくでは積極的にいろいろな取組をしていただいているところでございます。

⑦ニセコ町文化協会活動状況につきましては、ニセコ町文化協会主催コンサートとして「スイスヨーデルの風」ということで、10月10日、町民センターで開催してございます。約100名の参加者がございました。また、文化まつりとして、11月2日から5日までの期間ですけれども、町民センターで児童生徒の展示や文化協会の展示、ピアノ発表会、芸能発表などがありまして、400名の参加がございました。

⑧北海道人形劇フェスティバル in ニセコということで、全道の人形劇の劇団が集まってということで、プロ・アマ20団体が参加して開催したところでございます。約600名の参加があり、開催主催した団体様からは大変熱心に子どもや地域の方が参加、聞いて、見てくれて、大変やりがいがあったというようなことも聞いてございますし、ニセコ町としても、これまでの人形劇の取組のさらなる発展につながるということで、鋭意今後も取り組むということで報告を受けてございます。

20ページをご覧ください。社会体育・スポーツ活動について、アスリート訪問事業については、9月2日、3日、北海道日本ハムファイターズアカデミーの元プロ野球選手2名による野球の指導がございました。

それから、第41回ニセコマラソンフェスティバル、これも4年ぶりの開催ということで、準備等大変苦労したところでありますけれども、多くの参加者をいただいたところでございます。

③札幌国際大学スポーツ教室は、今年度新規の開催でございます。野球少年団とサッカー少年団の子どもたちが、札幌国際大学、当日は雪が降っていたのでグラウンド等での実施ができませんでしたが、体育館の中でいろんな器具等を利用して、子どもたちの投球の速度だとかボールの速さ等を測定してもらって、子どもたちは大変喜んでいたところでございます。

それから、第44回の全町9人制バレーボール大会、11月26日に開催ということでございます。

それから、第2回のスポーツ推進委員の会議が11月30日に開催しているところでございます。

今後とも、ニセコ町の特に中学校における部活動の地域移行というような取組につきましては、町内のスポーツ関連のそれぞれの団体様の協力を得て進めていく予定でございます。

以上で教育行政報告を終わらせていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） これで行政報告は終わりました。

この際、議事の都合により、午前11時40分まで休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時40分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第5 委員会報告第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、木下裕三君。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 令和4年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果報告を申し上げます。

期日は、令和5年9月26日から28日の3日間です。

出席委員は、産業建設常任委員5名の全員。

説明のため出席した者は、記載のとおりです。

調査事項は、農林畜産業、農地整備、道路、橋梁、公営住宅、上下水道、商工観光、その他産業建設常任委員会の所管する事務です。また、10か所の現地調査を行っています。

それでは、調査結果を申し上げます。

農政課関係では、①野生鳥獣による農作物等の被害防止のため、電気柵や箱わな等の取組が関係団体の協力を得て行われている。有害鳥獣対策は成果が出るまで時間がかかるが、継続した取組となるよう努められたい。

②飼料や農業資材などの高騰が続いており、農業経営持続のための支援が必要となっている。国や道、関係機関などと連携した対応に努められたい。

国営農地再編推進室関係では、国営緊急農地再編整備事業が着実に進められており、令和9年度に事業が完了する計画となっている。人件費や資材の高騰などにより事業費が増額となっていることを踏まえ、国への支払いに必要な財源を確保するよう努められたい。

商工観光課関係では、①道の駅「ニセコビュープラザ」再整備について、事業に必要な財源確保と国土交通省北海道開発局が進めている北海道横断自動車道（蘭越～倶知安間）の情報収集に努められたい。

②タクシー不足対策として本年度実証実験が行われるが、実施結果の検証と課題を整理し、次年度以降に継続した施策となるよう努められたい。

都市建設課関係では、①建築ガイドラインの策定及び景観条例の一部改正について検討を進めているが、町民や有識者の意見を踏まえ、ニセコの未来を見据えたまちづくりになるよう努められたい。

②新たな公営住宅の建設を予定しているが、住宅のミスマッチの解消に向けた制度設計が必要であり、新しい公営住宅の建設と並行し、現在、公営住宅に入居している方への理解を得るよう努められたい。

上下水道課関係では、①ニセコミライ街区（住宅不足対策）に必要な水の確保に努められたい。

②簡易水道・下水道事業の安定的な事業運営のため、特別会計から地方公営企業法を適用した企業会計へ移行する条例が制定された。公会計制度へスムーズに移行できるよう努められたい。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの産業建設常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいまの産業建設常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部分については、町長等に対し善処されるよう要望したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告については、これを受理し、善処を必要とする関係部分については、町長等に対し善処されるよう要望することに決しました。

#### ◎日程第6 認定第1号

○議長(青羽雄士君) 日程第6、認定第1号 令和4年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、小松弘幸君。

○決算特別委員長(小松弘幸君) 令和5年第6回ニセコ町議会定例会において本委員会に付託された令和4年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

本会議終了後、第1回目の決算特別委員会を開催し、正副委員長互選、委員長に私、小松を、副委員長に木下議員を互選し、付託事件について、議会閉会中の継続審査を申出を行いました。

10月18日及び10月25日の2日間、決算特別委員会を開催し、付託されました各会計全般にわたる審査を行い、決算書及び法令に基づき提出されました各関係書類により、あるいは説明員による説明を求めるなど、慎重に審査しました。結果、各会計ともおおむね良好に執行されているものと認め、別紙審査報告書のとおり認定すべきものと決しましたので報告します。

以上、令和4年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての報告を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(青羽雄士君) 委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの決算特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

これより、認定第1号 令和4年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)



起立多数です。

よって、令和4年度ニセコ町各会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

◎日程第7 請願第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、請願第1号 国立病院の機能強化を求める請願の件は、会議規則第91条の規定に基づき総務常任委員会に付託します。

◎日程第8 承認第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、本日よろしくお願いいいたします。

私のほうからは、まず紙ベースでの報告になります。一部タブレットも挟むかと思いますが、よろしくお願いいいたします。まず最初に横長の議案で左上に承認第1号となる資料、こちらをお開きいただきたいと思います。タブレットでお開きになる場合は009が頭の資料になります。

最初にご説明申し上げる承認第1号は、本来議会において議決いただく事件について、議会開催のいとまがない場合など特定の場合に、町長が議会に代わって事件の処分をすることができる、いわゆる専決処分でございます。

日程第8、承認第1号 専決処分した事件の報告について説明いたします。

今回は11月17日に行った専決処分でございます。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。これが11月17日付の専決処分書でございます。

次のページをお開きください。議案でございます。

令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,221万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月17日、ニセコ町長、片山健也。

6ページをお開きいただきたいと存じます。第1表歳入歳出予算補正から8ページの歳入歳出補正予

算事項別明細書の歳入まで、こちらにつきましては記載のとおりでございます。

9ページでございますが、今回の専決補正額を記載してございますけれども、合計で338万6,000円。財源につきましては全て一般財源といたしまして地方交付税を充当いたします。これにより地方交付税の留保につきましては3,614万7,000円となります。

それでは、10ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入からでございます。

今回の財源は全て地方交付税で賄うということでございます。

11ページ、歳出でございます。

3款1項2目老人福祉費、10節の修繕料15万6,000円。

こちらは、保健福祉課介護支援係所管公用車について、11月12日に職員が使用しようとした際にフロントガラスのひび割れを確認したため、修繕に係る費用を補正するものです。3層構造のガラスの2層目にひびが入っていることから、外的要因ではなく劣化によるものと推察されます。なお、この車は平成22年購入で13年経過したものでございます。また、本件は自動車事故共済保険適用予定ということで考えております。

次の12ページでございます。6款1項8目14節の堆肥センター攪拌機修繕工事293万円。

こちらは、ニセコ町堆肥センターにおいて1次発酵槽で発酵促進のために稼働している2台のロータリー攪拌機、このうち1台のベアリングが破損し稼働停止となっている状態で、本来約4週間かけて1次発酵槽で発酵させる工程が現在進んでおらず、堆肥の生産に支障が生じることから、ロータリー攪拌機修繕に係る費用を補正するというものでございます。

続きまして、13ページ、10款教育費、1項2目14節の修繕料30万円。

11月1日に中学校教諭が運転する公用車、これはハイエースでございますが、車庫入れの際に別の公用車、インプレッサに追突し、インプレッサの車体前方を破損したことによる修繕費用を補正するものでございます。本件は、こちらも自動車事故共済保険適用の予定でございます。なお、ハイエースは軽微な損傷でございまして、今年度、車両入替え予定のため、修繕不要と判断をしているところでございます。

なお、当該専決の詳細につきましては、タブレット内に収納しております補正予算資料ナンバー1、こちらを後ほどご覧いただきたいと存じます。ちなみにこちらのタイトルについては010が頭になるタイトルの資料でございます。これは後ほどご覧いただきたいと存じます。

承認第1号の説明は以上です。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本案は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は承認することに決しました。

この際、議事の都合により、午後1時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長(青羽雄士君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第1号から日程第11 議案第3号

○議長(青羽雄士君) 日程第9、議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について、川原友明氏の件から、日程第11、議案第3号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について、芳賀善範氏の件まで3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、引き続きよろしく願いいたします。

資料につきましては、紙ベースでお配りしているもの、それからタブレットのほうですとタイトルの頭が011の資料でございます。よろしく願いいたします。

日程第9、議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について説明いたします。

議案でいきますと2ページをお開きいただきたいと思います。存じます。

議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について。

下記の者をニセコ町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、虻田郡ニセコ町大字黒川110番地5。氏名、川原友明。昭和34年3月2日生まれ。

令和5年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

固定資産評価審査委員会は、市町村に置かれる行政委員会で、3名の委員で構成しております。その役目は固定資産評価額に対し不服申出があった場合に、中立的、専門的な立場から不服の内容について審査、決定することにより、適正かつ公平な価格の決定を保証し、固定資産税における課税の公平を期することを目的としております。固定資産評価審査委員の任期は3年間で、年1回の会議のほか、審査請求があった場合に会議を開催いたします。今回の新しい任期は令和6年1月1日から3年間で、12月議会で同意を得た後、町長が選任をいたします。

先ほど申し上げた議案第1号についてでございますが、3ページをお開きいただきたいと思います。川原さんの略歴、学歴、職歴等々につきまして記載をしております。評価審査委員会委員については、3年を1期とする任期でございます、今回7期目の再任同意を求めるものでございます。

続きまして、4ページ、日程第10、議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について、2件目でございます。

議案第2号 ニセコ町固定資産審査評価委員の選任について。

下記の者をニセコ町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、虻田郡ニセコ町字本通5番地14。氏名、石塚恵子。昭和37年7月17日生まれ。

令和5年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

5ページは石塚さんの略歴等々について載せてございます。石塚委員につきましても3年間を1期とする任期でございます、今回5期目の再任同意を求めるものでございます。

続きまして、6ページでございます。

日程第11、議案第3号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について。

下記の者をニセコ町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、虻田郡ニセコ町大字本通30番地4。氏名、芳賀善範。昭和36年10月10日生まれ。

令和5年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。現職の委員の福田房三委員がいらっしゃいますが、その方が退任をするということに伴いまして、新たな委員の選任ということになります。7ページには、芳賀さんの略歴、学歴、職歴等々について載せてございます。任期は令和6年1月1日から1期3年で新任の同意を求めるというものでございます。

以上で固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について、川原友明氏の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について、川原友明氏の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について、石塚恵子氏の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について、石塚恵子氏の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について、芳賀善範氏の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号 ニセコ町固定資産評価審査委員の選任について、芳賀善範氏の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第4号から日程第21 議案第13号

○議長(青羽雄士君) 日程第12、議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件から、日程第21、議案第13号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件まで10件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、少々長くなりますがよろしくお願いたします。

日程第12、議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について説明いたします。議案の8ページになります。

議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、ニセコ辺地に係る公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり一部変更する。

令和5年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

9ページをお開きいただきたいと思います。例えば道路条件など様々な生活条件が厳しい地域での施設等整備を進めるため、町では国の法律にのっとり、条件不利地域を辺地として整備計画を策定し、整備を進めています。辺地計画に掲載された事業は、国からの財政上の優遇措置が受けられる辺地対策事業債、いわゆる有利な借金でございますが、こちらを発行することが可能となります。

現在、ニセコ町では五つの地域、ニセコ、曾我、近藤、宮田、福井、こちらが辺地地域となっており、全ての地域で辺地総合計画を策定しております。このほどニセコ辺地において対象事業を実施する運びとなったことから、当該辺地総合整備計画を変更するというものでございます。

9ページの総合整備計画書案でございますが、項番3、公共的施設の整備計画の表中、ちょっと印刷が声明で申し訳ございませんが、一番下の欄の道路において、町道ニセコ登山道路整備事業、事業費

11億700万円、これを追加し、計画書案を変更しております。主な内容は、電線共同溝の整備、いわゆる無電柱化、こちらを進める整備となります。町道ニセコ登山道路は、登山客、スキー場利用者、緊急時の車両通行などに活用されており、共同溝の設置により見通しを確保し、通行の安全性を高め、電柱の倒壊などがなく、災害時の危険や被害を避けることが可能となるものでございます。

ニセコ辺地の総合整備計画の一部を変更するに当たり、事前協議を要する北海道知事との協議も令和5年11月8日付で完了したため、本議案を提案するというものでございます。また、この変更案が議決となった後は、総務大臣にこれを提出し、承認された後、辺地対策事業債の活用が認められることとなります。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第13、議案第5号 ニセコ町道路線の廃止について、ニセコミライ通、こちらの説明をいたします。

議案第5号 ニセコ町道路線の廃止について（ニセコミライ通）。

下記の路線の町道を廃止したいので、道路法第10条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

廃止する路線。認定番号266、路線名、ニセコミライ通。起点、ニセコ町字富士見170番14、終点、ニセコ町字富士見175番4。

令和5年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

タブレットのほうがちよっとカラーで分かりやすいものですから、こちら、先頭のタイトルが012をお開きいただきたいと思います。第8回ニセコ町議会定例会説明資料というものでございます。

こちらの表紙の次の2ページ目をまずご覧ください。今回の町道廃止と新たな認定路線について、その位置を示してございます。

その次の3ページ目が航空写真の図面でございますが、これの左側をご覧くださいと存じます。今年5月の臨時会でニセコミライ通、総延長297.84メートルとして町道認定をいただいた路線、こちらを太い赤線で示しています。この左側でございます。このたびは、この路線を廃止し、改めて図面右側の赤い太い線で示した路線、総延長942.45メートル、ここで再度ご認定をいただきたいというものでございます。

これまでの路線は、ニセコミライ街区への接続を担う路線として認定をいただきました。このたびの路線延長は、左図面の赤い点線部分、これを第4工区と称しておりますが、こちらにも整備を進める状況となってきたことから、図面右側のとおり、新たに延長した部分を含む太線全体を町道として再認定いただきたいというものです。

なお、現在の路線同様、延長する路線についても、無電柱化事業を計画しておりまして、国の支援を受けて事業を進めるためには、まず無電柱化の計画を認めていただく必要があります。今段階から町道認定が必要であるということも今回の認定をいただきたい趣旨でございます。このため、議案第5号につきましては、まず現路線の廃止をいただくというものでございます。

議案第5号についての説明は以上です。

続きまして、日程第14、議案第6号 ニセコ町道路線の認定について、ニセコミライ通の説明でございます。

12ページになります。

議案第6号 ニセコ町道路線の認定について（ニセコミライ通）。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。認定する路線、認定番号266、路線名、ニセコミライ通。起点、ニセコ町字富士見170番14、終点、ニセコ町字富士見174番2。

令和5年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

新しく認定いただきたいニセコミライ通については、先ほど同様、タイトルの先頭が012の資料でございますが、こちらの3ページの右側の図面の路線で、新たに延長する部分は、前回の終点から右へ186.5メートル延長する直線と前回の終点から蛇行しながら図面下へ458.11メートル延長する路線を加えて、総延長が942.45メートルとなる路線でございます。この路線全てをニセコミライ通として再度認定をいただきたいというものでございます。

議案の第6号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第15、議案第7号 ニセコ町宿泊税条例の制定についてご説明いたします。

議案の14ページでございます。

議案第7号 ニセコ町宿泊税条例。

ニセコ町宿泊税条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

まず、議案の20ページ下の提案理由でございます。これは紙ベースでもお配りしております。

提案理由。本町では平成27年から次世代にわたり持続する観光を推進するため、新しい恒常的な自主財源である宿泊税導入について、様々な検討や町内議論を重ねてまいりました。併せて、令和4年に策定したニセコ町観光振興ビジョンでは、観光地として目指すべき将来像を「町民や観光客から信頼される、持続可能な国際リゾート」と掲げ、その実現に向けた財源として、法定外目的税である宿泊税の導入をお示し申し上げました。このたび、これまでの検討や町内における議論及び合意形成を踏まえ、観光施策の新たな財源として法定外目的税である宿泊税を導入するため、本条例を提出するとしております。

それから続きまして、別冊、紙ベースになりますが、右上に資料2と書いた、令和5年12月ニセコ町議会定例会資料、こちらをご用意したいと思います。

まず、この1ページでございます。条例制定の理由でございますが、今回の税は、持続可能な観光地づくりのための恒常的な財源の確保でございます。観光地としての質の向上を目指して、地域公共交通の確保など、観光にまつわる地域課題解決のためには、補助金制度など、一過性ではない、安定的な財源を確保する必要があるというためでございます。

2ページ目になります。今回の税は法定外目的税でありまして、この収入が増えても地方交付税には影響しない、いわゆる減額されない財源であるということを記載してございます。

それから、3ページ、4ページ、こちらは、この税の新設には、議会でのご同意をいただきましたならば、その後、総務大臣の同意を必要とし、かつ、同意には3要件を満たしていること、また、その税の課税主体は宿泊事業者さんではなく、宿泊客であるということを説明しております。



5ページに移動いただきたいと思います。5ページからは、ニセコ町宿泊税条例の概要でございます。

ニセコ町は当初、宿泊料金、これは食事等抜いた素泊まり料金でございますが、この宿泊料金に2%を乗じて得た金額を徴収する定率制導入を検討しておりましたが、北海道の宿泊税議論や地元事業者の皆さんとの協議を勘案し、税額案を4段階の段階定額制に切り替えました。その後、さらに町内事業者の皆さんとの意見交換の結果、相当に安価な宿泊料金での宿泊者に関して一定の配慮を要するものと判断をし、この4段階のほかに5,001円未満100円の段階を加え、今回の提案といたしております。なお、本案は、1人1泊の食事料金を抜いた素泊まり料金に対して課税し、免税点は設けないことから、全ての宿泊料金に課税をするということとしてございます。

先行導入自治体との比較を6ページに、それから、7ページでは本案の推計税収を1億6,200万円強としてございます。

それから、8ページにつきましては、使い道でございますが、大きくは表のとおり、地域内交通の充実から特別徴収義務者の事務負担への支援まで大きく六つの柱を設けてございます。

まず、地域内交通の充実として、空港連絡バスの運行、デマンドバスの強化など、二つ目は、宿泊施設の環境負荷低減のための再生可能エネルギーの導入支援など、三つ目は、観光協会組織の強化など、四つ目は、景観や環境保全につながる着地型旅行の充実やニセココールの持続化など、五つ目は、コロナのような災害やパンデミック対応の基金積立、最後は、宿泊事業者向けの事務負担への支援、これらを想定しているところでございます。ただし、景気に左右される税収であることなどから、特に交通に特化するでありますとか、新たなニーズに即応するため、使途の集中化などは想定できるものと考えているところでございます。

続きまして9ページでございます。条例案提出までの協議の経過を掲載してございます。

本町では2015年から持続可能な観光のための恒常的な財源として観光目的税の導入検討を始めました。その後、コロナの蔓延により検討を一時保留し、2021年から検討を加速し、2023年度からは税務課内に宿泊税係を新設いたしました。この間も観光事業者さんをはじめ町民各位と様々な機会に情報共有を図りました。特に毎年行うまちづくり懇談会では必ず話題として紹介したほか、宿泊事業者さんとの個別懇談でも意見交換を重ねてまいりました。2019年8月にはアンケート調査も実施しております。これまでの意見交換等を通じ、宿泊税の意義や目的はおおむね賛同する意見が多いものと理解しておるところでございます。さらに、条例案を可決いただいた場合も、引き続き事業者の皆さんへの説明や意見交換を丁寧に行い、円滑な税の導入と制度の継続に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

10ページからは、これまで行った説明等の概要でございます。

2015年3月には町政執行方針で町長から目的税の検討の表明をいたしました。2016年6月には町議会において初めての目的税に関する一般質問をいただいております。以後、随時一般質問をいただいております。同じ年の11月からは全町13会場で行うまちづくり懇談会で目的税について説明し、以後、毎年町長から各地区で状況の説明を続けております。2017年9月には総務省との意見交換をスタートさせました。2018年6月には町内主要ホテル支配人会議で観光目的税について説明を始め、こちらから以後、随時支配人会議で目的税の進捗と意見交換を続けております。

11ページでございます。2019年8月には宿泊事業者さんへのアンケート調査を実施し、12月に2回目となる総務省との協議、また、町議会に対しまして宿泊税の検討状況をご説明申し上げました。2021年4月と11月には北海道との意見交換、12月にはニセコ町観光審議会での意見交換を実施、同じく12月には北海道大学や道内の宿泊税導入検討自治体と意見交換を行い、以後、複数回これを実施しております。また、3回目になる総務省との事前協議も実施いたしました。それから、2022年3月にはニセコ町観光振興ビジョンを策定し、宿泊税の導入を明記したところでございます。

12ページでございます。2022年11月には継続的に続けている支配人会議にて定率制の議論をしております。2023年2月には議会の皆様の主催によりまして日本交通公社の山田雄一氏をお招きいただき、議員研修会を実施していただいております。3月には町議会全員協議会でご説明、同月には主要ホテルオーナーなどと町長が個別の意見交換を行っております。また、町内会長の会議であります行政推進会議でも宿泊税の導入に関する説明を行いました。5月には宿泊等事業者の皆さん向けの説明会を全3回実施いたしました。また同月には町議会全員協議会で進捗状況を説明させていただいたところでございます。6月には改めて観光審議会で見直しを行い、併せて各事業者さんと10月まで随時個別協議をいたしましたところでございます。10月には町議会全員協議会で改めて段階定額制へ変更する旨のご説明をさせていただき、同年同月には支配人の方々との意見交換も実施しております。11月には観光審議会にて定額制についての意見交換、それから、町民向けには改めて定額制についてのパブリックコメントを実施、最後に、同月には事業者の皆さんへの説明を2回、それから個別訪問説明を8回実施いたしましたところでございます。

13ページにお進みいただきたいと存じます。今後のスケジュールを記載してございます。

今回の条例案が可決となりました場合は、同意を得るため、すぐに総務省との正式協議を始め、同時に制定の周知期間を設けつつ、各種パンフレット作成などを進めながら、早ければ来年11月の制度導入を目指してまいりたいと存じます。

14ページからは1回目の意見募集で、定率制2%に対する意見、これはパブリックコメントでございますが、18ページまで、それから、19ページから20ページは段階定額制に変更した条例案に対する意見でございます。

最後に、21ページですが、他自治体での宿泊税導入状況で、後半につきましては北海道で導入を検討している自治体も掲載いたしました。ご判断の参考としていただければ幸いです。

22ページ以降の参考資料でございますが、こちらは宿泊税に関する法令等としてお示ししております。お聞きいただくと、ニセコ町宿泊税条例の各条文が国の法律や政令のほか、町の条例とどのように関連しているかをご確認いただけるよう整理をしてございます。こちらもお覧いただきたいと存じます。

議案の15ページにお戻りいただきたいと存じます。条例の本文でございます。

主な内容として、中ほどの第3条、今回の宿泊税の納税義務者は、宿泊施設の宿泊者となります。改めましてそこが書いてございますという説明です。それから、第4条の課税免除でございますが、修学旅行は免除といたします。それからその次、第5条については、ここに記載しておるとおり、4段階の税率を規定してございます。それから、第7条につきましては、宿泊者から税を徴収していただ

くお宿などを特別徴収義務者と定めております。その部分について書いてあるということでございます。

この本文をずっと飛ばしていただきまして20ページをご覧いただきたいと思います。上から、これは条例の附則でございますが、附則の第3項、こちらにおきまして5,001円未満の宿泊者の宿泊税については1人1泊200円のところを当面の間100円とする。この旨を規定しているということでございます。

最後に、議案の21ページ、22ページでございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等の手続きにつきまして、先ほど詳しく掲載して説明を申し上げました資料から主なものを抜粋して議案に掲載いたしましたということでございます。

なお、本条例を可決いただいた場合におきましては、宿泊税の実施を待たず、直ちにデマンドバスをはじめとする地域の公共交通の確保対策に着手してまいりたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第7号の説明は以上でございます。

日程第16、議案第8号 手数料条例を改正する条例についてご説明いたします。

議案の24ページをお開きください。

議案第8号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

まず、議案の26ページをお開きください。提案理由でございます。

戸籍法の一部改正により、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号、これを行政機関に提出することにより戸籍及び除籍電子証明書の提供が可能となったということでございます。また、届出等情報内容証明書の交付により届書情報等情報の内容に係る証明書の交付請求及びその内容を出力したものの閲覧請求が可能となりました。この事務に係る手数料を徴収する事務及び金額が新たに定められたことから条例改正を行うというものでございます。ちょっと分かりにくい説明で申し訳ございません。

例えばパスポートを取得する場合、これまでは申請書に紙ベースの戸籍の添付を必要としておりましたが、今後は戸籍の代わりにパスワードを提示することで、戸籍の添付を必要としない手続も可能となります。このパスワードは戸籍電子証明書提供用識別符号と称しまして、申請により役場から本人に発行いたします。今回の手数料条例の主な改正は、このパスワードを発行する手数料を新たに規定するというものでございます。

別冊紙ベースでご用意しております条例の新旧対照表、タブレットの場合はタイトルの頭が014でございます。紙ベースのものであります条例新旧対照表をまずご用意いただければと存じます。

条例新旧対照表の1ページ、この右欄の改正後案をご覧いただきたいと存じます。一番上の第2条、これは各種手数料の種類及び金額を規定しておりますが、この中ほどの(3)、いわゆる第3項でございますが、この(3)は戸籍のパスワード発行に関する新たな規定で、この条文の最後に、戸籍電子証明書提供用識別符号、いわゆるパスワード発行手数料1件につき400円と規定したということでございます。

次に、同じページの下のほうでございますが、(6)でございます第6号、これは戸籍に記載された人

が全員除かれた、いわゆる除籍につきまして、戸籍と同じくパスワード発行をする規定でございます。新旧対照表の次のページを開いていただきたいのですが、第7号、(7)とありますが、この1行前でパスワード発行1件につき除籍については新たに700円と定めているということでございます。

この二つ以外の改正につきましては、戸籍法改正により引用条文の変更に対応した文言の修正等でございますが、特に内容や手数料が変更するものではございません。

続きまして、議案の25ページにお戻りいただきたくお願いします。条例の附則でございますが、この条例は、令和6年3月1日から施行いたします。

最後に、次の26ページの下、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加でございますが、第54条第1項第1号により住民参加等の手続を要しないものとしております。

議案第8号の説明は以上でございます。

日程第17、議案第9号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案の28ページでございます。

議案第9号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

まず30ページの下でございますが、提案理由でございます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、子育て世代の負担軽減、それから次世代育成支援の観点から所要の改正を行う必要があるための今回条例の提案でございます。

こちら紙ベースで恐縮でございますが、具体的には別紙の第8回ニセコ町定例会説明資料をご用意いただきたいと思っております。こちら一番後ろのページで説明をさせていただきたいと思っております。資料右上に資料3と書いたもので、電子の場合は頭が012でございます。

今回の主な改正内容は、国保被保険者の産前産後期間における国民健康保険税の減免でございます、施行期日は来年の1月1日からとしております。

資料の中ほど少し上の減免の概要、この表をご覧くださいと存じます。表真ん中の減免内容は、令和5年11月1日以降に出産予定の国保被保険者の所得割と均等割の税額が来年1月1日から所定の期間で全額免除になります。この財源は国が2分の1、道と町村が4分の1を負担いたします。その下、減免の期間でございますが、単体妊娠の場合は出産予定日を挟み4か月間の減免、多胎妊娠の場合はこれを6か月間とするというものでございます。

恐れ入ります、議案の29ページにお戻りいただきたく存じます。ただいまご説明した内容の改正を踏まえた条例本文を29ページから30ページまで掲載をさせていただきます。

最後に、30ページの下、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加でございますが、第54条第1項第1号により住民参加等の手続を要しないものとしております。

参考までに、12月1日現在、この条例による減免の対象者はニセコ町では2名ということでございます。

議案第9号の説明は以上でございます。

続きまして日程第18、議案第10号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案の32ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第10号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例。

ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

こちらについてもまず33ページ下の提案理由でございます。

令和5年5月から開始されたスマートフォン用電子証明書搭載サービスにおいて、本年12月下旬からコンビニ交付サービスが対応可能となることによりまして、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に関する条文改正が必要となったということが提案理由でございます。

マイナンバーカードを持つニセコ町民の場合は、既に今年3月20日から全国のコンビニで住民票と印鑑登録証明書を取得できるようになってございます。さらに、今年12月下旬からはマイナンバーカードと同様の機能、いわゆるスマホ用電子証明書搭載サービスと呼んでおりますが、マイナンバーカードと同様の機能を持ったスマートフォンがあれば、マイナンバーカードを持参しなくてもコンビニで住民票、印鑑証明を取得できるようになり、このたびはこのサービスに対応するため、ニセコ町印鑑条例を改正するというものです。ニセコ町委員会条例の一部を改正する条例本文については、ただいまの趣旨を盛り込んだ改正条文となっております。

最後に、議案の33ページの一番下でございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加ですが、第54条第1項第3号により住民参加等の手続を要しないということになっております。

議案第10号についての説明は以上でございます。

続きまして、日程第19、議案第11号 ニセコ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案の34ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第11号 ニセコ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

37ページが、その提案理由でございます。

第5条に定める募集の例外について、ニセコ町特定公共賃貸住宅をニセコ町営住宅入居者で収入超過となっている者の住宅移転先としてあつせんし、ニセコ町営住宅の確保を図るとともに、土地収用法により住居の明渡しを行う者の転居先とするため条例の改正を行う。その他字句の誤り等について訂正を行うものということでございます。

町営住宅の入居は、福祉的趣旨から一定基準以下の収入の世帯が入居できますが、現在、町営住宅は、この基準を超える収入の世帯が40世帯ございます。町は、これら世帯に対し明渡しを進める際、新たな入居者先として今回の特定公共賃貸住宅へのあつせんが公募によらず行えるよう条例を改正す

るものでございます。

紙ベースの別冊の新旧対照表の7ページの右側をご覧いただきたいと思います。

今回の主な改正は、中ほど少し下、第5条募集の例外でございます。これが主な改正でございます。第1号から第4号まで、公募によらず町長が入居を許可することができる規定を加えてございます。まず第1号は災害により住宅を失った方の入居、第2号は不良により危険がある場合などで住宅を撤去した場合、第3号は今回改正のきっかけとなりました収入超過者等や公営住宅の建て替えなどで転居を必要とする場合、第4号は自動車道の整備など特定の公共事業実施のため住宅を失う場合でございます。このほか、第1条から第38条まで各種の改正を行っておりますが、主には文言整理などでありまして、政策的な改正など特にご説明を要する部分はございません。

議案の35ページにお戻りいただき、ただいまご説明した内容を反映した条例改正の本文の記載が37ページまで続いております。37ページ中ほど、附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

最後に、このページの一番下、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加ですが、令和5年11月20日から12月1日まで当該条例案を公表いたしました。特に意見はございませんでした。

議案第11号のご説明は以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 説明を中止してください。

この際、議事の都合により、午後2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時50分  
再開 午後 2時00分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、改めて説明を続けます。

日程第20、議案第12号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。

タブレットでいきますと015の資料、それから紙ベースのものもそろえておりますので、どちらでもということをお願いします。

議案第12号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出補正予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,240万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,462万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年11月17日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただいて、2ページの第1表歳入歳出予算補正から3ページまで、こちらは記載のとおりでございます。

4ページ、地方債を飛ばしていただきまして、5ページ、こちらについては歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括の歳入でございます。

6ページの歳出でございますが、今回の補正額は合計で4億9,240万6,000円でございます。財源内訳は、国・道支出金が2億5,492万1,000円、主に新団地建設の補助金、それから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。地方債2億2,060万円、これも新団地建設のための起債でございます。一般財源は1,688万5,000円となります。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明いたしますので、11ページをお開きいただきたいと存じます。

2款1項1目一般管理費、3節の時間外勤務手当30万7,000円、こちらは職員採用試験を休日に3回実施したほか、内定辞退者が出たことにより、今後も職員採用試験を実施するため、不足する時間外勤務手当の補正及び人事院勧告に伴う差額支給分の補正でございます。

その下、普通旅費103万2,000円、先ほどの内定辞退者が出たことに伴いまして、職員採用試験を実施するため、旅費の不足額の補正が26万6,000円、それから、令和6年度に職員を派遣することといたしました一般財団法人地域活性化センター及び一般財団法人自治体国際化協会、こちらへの訪問、それから打合せのための旅費、こちらが26万6,000円、最後に、航空賃の上昇をはじめ、関係機関との打合せ、参加会議の増加に伴う補正で50万円ということでございます。

その下、消耗品、こちらにつきましては、来客贈答用飲料などの消耗品費、こちらに不足を伴う補正でございます。20万円、会場使用料は、東京都内で実施予定の職員採用試験会場使用料が10万円でございます。

18節の北海道自治体情報システム協議会負担金41万8,000円、こちらは本町の基幹システムであるWeb-TAWNの一部業務である人事給与システムの改修に要する費用ということでございます。

その下、7目1節の会計年度任用職員報酬16万9,000円、こちらは会計年度任用職員の報酬額が引き上げられたことなどに伴い所要額を補正するというものでございます。

8目1節のN I S E K O生活・モデル地区整備用地購入費272万9,000円、こちらはタブレットをご用意いただきたいと存じます。資料名の頭が016です。表紙がありまして、次の2ページ目が購入予定の場所が記載されております図面でございますが、ニセコミライの整備区域にある国有地、字富士見165番地2、それから字富士見176番地2の計2筆4,821平方メートル、これは青い線で記載した2筆でございます。これについて、財務局で地目変更、畑から原野への地目変更などの処理が完了し、見積り合わせができる見込みとなったことから、ニセコ町による将来的な開発の支障とならないよう、ニセコ町で用地購入費の所要額を補正するというものでございます。これがこの青い部分の2筆ということでございます。

それから、議案の11ページに戻っていただきまして、下から二つ目になりますが、11目庁舎管理費、

17節の事務用備品67万5,000円、こちらは職員それから会計年度任用職員等の増員に対応するための事務机、キャスターつきワゴン、椅子購入経費の補正でございます。

その下、12目財産管理費、10節の修繕費50万円は、職員住宅宮田3号において、経年劣化による床、壁、天井などの内部修繕が必要なため、また、職員住宅有島36号において、浴室の混合栓や、それから台所換気扇など経年劣化による不具合があり、修繕が必要というための補正でございます。

12ページ、13目職員厚生研修費35万円、航空賃値上げ、それから指定研修及び自主研修希望の増加に伴う補正でございます。

その下、14目自動車維持費、3節の時間外勤務手当18万6,000円、これは会計年度任用職員、町長公用車の運転手でございますが、この会計年度任用職員時間外勤務手当について、新型コロナウイルス感染症対策による行動規制の緩和に伴いまして、町長が参加する各種行事・会議等が増加していることに伴う補正ということでございます。

その下、修繕料44万5,000円、こちらは町長公用車のフロントガラス破損により交換が必要となったこと及び今後の突発的な修繕を見込んだ補正でございます。

その下、17目職員給与費、2節の会計年度任用職員給33万円、こちらも人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定に伴う差額の支給分でございます。

その下、20目1節の消防庁舎建設技術協力者選定委員報酬14万4,000円、こちらにつきましては消防庁舎建設に関わるE C I発注方式、これを行いまして、設計技術協力者を選定する際の委員報酬として補正するものです。なお、E C I発注方式とは、実施設計段階から施工事業者の技術協力を得ることにより、実施設計を終了した段階で町と合意した場合に技術協力者に引き続き施工を発注するもので、これにより工期の短縮、それから費用建設費用の圧縮が見込めるというものでございます。

その下、8節の費用弁償26万7,000円でございますが、消防庁舎建設に関し、ニセコ町消防庁舎建設技術協力者選定委員会の開催に当たり、委員の交通費等を補正するというものでございます。

その下、24目臨時特別給付金事業費、これは次のページにもまたがりますが、全体で5,058万7,000円でございます。令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ脱却のための総合経済対策、これにおいて低所得世帯支援の追加交付が決定され、住民税非課税等世帯に対し、1世帯当たり7万円の給付金及びこれに係る事務費を補正するというものでございます。財源は、重点支援地方交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、これを充当いたします。3節から時間外勤務手当として19万5,000円、その下、関連消耗品が20万円、その下、対象者への郵送用封筒印刷で7万8,000円、その下、確認書や返信封筒などの郵送料、通信運搬費でございますが、これが42万9,000円、これは今回の対象者を700世帯と想定した金額でございます。

13ページ、引き続きでございますが、13節の複写複写機使用料が5万5,000円、その下、北海道自治体情報システム協議会負担金55万円、こちらについては今回の給付の事務を進めるためのシステム改修費でございます。その下、臨時特別給付金4,900万円、これにつきましては今回の給付の本体でございます。700世帯掛ける7万円でございます。

その下、2項徴税費2目18節の北海道自治体情報システム協議会負担金64万7,000円、本町の基幹システムであるWeb-TAWNの一業務である住民税システムの改修に要する経費でございます。当



初予算時に制度内容が不透明であった森林環境税、令和6年度賦課徴収をするものではございますが、この森林環境税の制度内容の確定に伴い、住民税システム制度改正対応費、いわゆる森林環境税分ということなのですが、このシステム制度改修対応費が見込みより増額となったことによりまして補正をするというものでございます。

それから、その下、3項戸籍住民基本台帳費、1目18節の北海道自治体情報システム協議会負担金162万2,000円、こちらは法改正に伴う戸籍及び戸籍附票への氏名などのふりがなをふる対応及びマイナンバーカードへの氏名等のふりがな及びローマ字表記に対応するシステム改修、この経費が確定したことで当初予算計上額に不足が生じたため補正をするというものです。

続きまして14ページ、3款2項1目19節のこども医療費80万円、これは北海道医療給付補助事業の補助対象となるこども医療費、それからその下のこども医療費（拡大分）、これについての400万円、これは補助対象とならない町単独分について、いずれも件数及び医療費の増に伴う補正ということでございます。

22節、補助金等返還金52万円、令和4年度分の児童手当国庫補助金精算による受入れ超過分の返還金でございます。

15ページ、4款1項3目1節の会計年度任用職員報酬16万5,000円は、賃金改定に伴う不足分の補正でございます。

16ページ、6款農林水産業費、1項2目1節の会計年度任用職員14万9,000円についても報酬の増額による不足分の補正でございます。

その下、農林水産業6次産業化支援事業補助128万円、農業者の所得向上を図るため、町内の農業者が生産した農産物を自ら加工や販売するために要する経費の一部を支援するというものでございます。今回は自ら栽培するサツマイモによる加工品を増産するために必要な設備一式を導入する農業者に対する支援でございます。

17ページ、7款1項2目観光費、10節の光熱水費22万4,000円は、主に道の駅のトイレ利用者の増により水道の使用実績が上か増加したというための補正でございます。

その下、14節のニセコビュープラザ営繕工事20万円は、道の駅ニセコビュープラザショップ等照明を蛍光灯からLEDに変更するというものの補正でございます。道の駅の連絡会から冬場の集客の強化に向け、棟内を明るくしたいとの要望がありまして、明るさの向上のほか、LED化による省エネ、それから暖色系の照明採用による体感の改善など、これらに取り組みたいと考えているところでございます。

それから、18ページでございます。8款7項1目住宅管理費、21節の住居移転補償13万円、これにつきましては、町営住宅ミスマッチ解消に伴う移転補償費について、当初2件を予定していましたが、1件増加の3件となり、不足分について増額補正するものです。

2目住宅建設費、こちらは全体で4億2,200万円の補正でございます。これは、町営プール向かいの元町民運動場に建設する全16戸の公営住宅で、今年度は9戸分の建設と、それから建設関連の予算を計上いたします。本件は令和3年度に実施設計を終えており、資材価格が不安定であったことや町水道の供給課題があったことから建設工事を見合わせておりました。資材価格が安定したことや公営住

宅建設予定地への水道配管の更新工事を終えたこと、また、北海道からは交付金の前倒し活用実施、この要望がありました。事業を前倒しすることで、交付金の充当率が45%から50%になり、さらに交付金を確実に担保できることから、事業を前倒し実施するために補正するというものでございます。なお、工事そのものにつきましては、本年度の施工が間に合わないことから、予算化はいたしますが、次年度に繰り越して実施をするという予定でございます。

11節の手数料7万3,000円、こちらは当該住宅の建築確認申請手数料、その下、公営住宅新団地建設工事監理業務委託料1,359万6,000円は、工事の監理についての委託をする手数料でございます。

その下、公営住宅建設工事4億833万1,000円、これはまずは2号棟9戸、それから渡り廊下等を建設する費用でございます。

予算書4ページにお戻りいただきまして、第2表の地方債補正でございます。先ほど飛ばしたところでございます。このたびの住宅建設に際しましては、新団地整備事業債といたしまして限度額2億2,060万円の起債、いわゆる有利な借金を新たにいたします。このため、追加と表記をさせていただきます。利率と償還の方法は記載のとおりでございます。

議案の19ページにお戻りお進みいただきたいと存じます。

9款1項1目、18節の羊蹄山ろく消防組合負担金、271万円の減額、これは羊蹄山ろく消防組合負担金について、退職手当組合負担金の負担率変更に伴う減額等による補正でございます。

続きまして、20ページ、10款1項4目教育費、1節の会計年度任用職員報酬3万7,000円は、賃金改定に伴うパートタイム会計年度任用職員報酬の補正、2名分でございます。

その下、10節の消耗品費2万3,000円は、近藤小学校において、今後、フッ化物洗口実施に向けた紙コップなどの消耗品費でございます。

二つ下、手数料2万2,000円も同項フッ化物洗口に伴う洗口液、いわゆるうがい薬の購入費でございます。

その下、ごみ処理手数料1,000円、これもフッ化物洗口の経費、二つ下、保健衛生用備品5万8,000円も洗口液を保管する鍵つき冷蔵庫の購入費ということでございます。

4行戻っていただきまして、印刷製本費11万円、これは中学校健康カード、生徒の健康状態を確認するためのカードでございますが、これを使用しやすいものに変更し、令和6年度入学者分から改定後のカードを使用するため、次年度に向けた準備として、カード印刷費の補正でございます。三つ下、バス借上料74万4,000円は、貸切りバス料金が令和5年10月から3割程度値上がりをしていただきまして、学校行事用のバス借上料の不足が見込まれることから増額補正をするものでございます。

それから、3項中学校費、1目1目の会計年度任用職員報酬4万円は、賃金改定等に伴う増額補正1名分でございます。

その下、一般備品67万6,000円、ニセコ中学校は令和6年度に29人の生徒増加が予想され、不足する机、椅子を購入する経費でございます。

4項高等学校費、21ページに移動いただきまして、3目1節の会計年度任用職員報酬7万5,000円、これにつきましても賃金改定に伴う増額で4名分でございます。

その下、消耗品費10万円、通信運搬費5万円、一般備品10万円、コンピュータ機器備品5万円は、い

ずれもニセコ高校において、生徒が日頃から英語に触れ、楽しみながら英語を学ぶ仮称英語村、これを整備するための関係経費でございます。開設場所は、高校の現図書室、スタッフは高校配置のALTほか、CIR、生徒自身も運営に携わることで調整中でございます。

5項1目幼児センター費、11節の廃棄物処理手数料10万円、その下、事務用品費57万6,000円、これにつきましては、来年度の正規職員採用に伴いまして事務机等を新たに配置するため、幼児センター職員室のレイアウト変更に伴う不用品等の廃棄手数料、それから、事務室の職員用座席が不足することから新たに購入するというものでございます。なお、職員室の広さから、現在使用している大きい机についても入替えを行い、全て同じサイズの机に統一する予定でございます。

その下、18節の施設型給付費負担金135万7,000円、こちらにつきましては、ニセコ町に住所を有する児童が町外の保育事業所、こちらを利用する制度において、対象者が2名増えたことによる負担金不不足分の補正ということでございます。

続きまして、6項社会教育費、1目1節の会計年度任用職員報酬11万4,000円は賃金改定に伴う増額、7項3目給食センター費、1節の会計年度任用職員報酬25万2,000円は、代替調理員の賃金改定に伴う増額。

その下、10節の修繕費45万5,000円、こちらは学校給食センターの調理室と下処理室の間に設置している上下開閉式窓、これが壊れまして、窓を開けた状態が保てず、調理業務に支障があるため、窓の交換を行うという経費でございます。

7ページにお戻りください。歳入でございます。

今回の事業実施に際しましては、まず7ページの普通交付税1,688万5,000円を活用いたします。これにより普通交付税は5,197万7,000円の残となっている状況でございます。

それから、8ページ、15款1項2目1節の子どものための教育・保育給付費負担金79万円、これは他町村の保育所、保育事業所への入所の際に発生する費用の国庫負担分です。ちょっと一旦1ページ進んでいただきまして9ページの中ほど、同じく子どものための教育・保育給付費負担金28万3,000円、これは同じものでございますが、北海道からの負担金ということでございます。

8ページ中ほどにお戻りいただき、2項1目1節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金162万1,000円、こちらは戸籍及び戸籍附票への氏名等のふりがな対応及びマイナンバーカードへの氏名等のふりがな及びローマ字表記に対応するためのシステム対応経費に対する国庫補助金でございます。その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,058万7,000円、こちらは先ほどご説明した低所得世帯支援分として歳出で計上いたしました事業に充当するための補正です。

その下、社会資本整備総合交付金2億124万円、こちらも歳出でご説明いたしました新団地に対する国の補助となります。

それから、9ページの一つ目、これは先ほど説明いたしました。

その下、2項2目2節の乳幼児医療費給付事業補助金40万円、これは乳幼児医療費増額分の2分の1の補助に対する補正で、補助が入ることに対する補正でございます。

10ページにお進みいただきまして、22款1項4目3節の新団地整備事業債2億2,060万円、これは新団地建設に係る起債でございます。

22ページまで飛んでいただきまして、今回は、会計年度任用職員の報酬等の増額を行ったため、給与費明細書を変更いたしました。内容は24ページまで記載のとおりということでございます。

それから、25ページにつきましては、今回新たな起債を追加したことによりまして調書が変更となっております。ちなみに今回の起債金額2億2,060万円は、項番4の公営住宅建設事業債、この中ほど、当該年度中起債見込額2億9,380万円の内数となっているところでございます。

最後に、今回の補正の詳細につきましてはタブレットに収納しております。補正予算ナンバー2にまとめてございますので、これもご覧いただきたいと思っております。ちなみにタイトルの先頭番号が017でございます。

議案の第12号の説明は以上でございます。

日程第21、議案第13号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明いたします。27ページをお開きいただきたいと存じます。タブレットの場合は015です。

議案第13号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,470万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月13日提出。ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきまして、第1表歳入歳出予算補正の28ページから30ページまで、こちらについては記載のとおりでございます。

31ページの歳出をご覧いただきたいと思っております。下の合計欄でございますが、今回の補正額は200万円でございます。財源は全てその他財源、現年度分の普通徴収保険料ということでございますが、その他財源で賄えます。

それでは、32ページの歳入からご説明いたします。

1款1項2目1節の現年度分普通徴収保険料200万円の歳入増額補正でございます。令和5年度の課税所得の確定などによりまして当初予算から増額となる保険料について、そちらの補正でございます。この保険料の賦課は北海道後期高齢者広域連合が行い、徴収業務は市町村が行います。なお、その徴収した保険料は全額を広域連合に納付する仕組みとなっております。

33ページの歳出でございます。

2款1項1目18節の北海道後期高齢者医療広域連合負担金200万円、こちらは広域連合へ納付する保険料について歳入予算の増額分と同額の補正をするというものでございます。

最後に、今回の補正詳細につきましては、こちらにも詳細についてはタブレットに収納してございますので、ご覧をいただきたいと存じます。

議案第13号の説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、日程第12、議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件から、日程第21、議案第13号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件までの10件は、質疑・討論・採決を12月21日に行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件から、議案第13号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件までの10件は質疑・討論・採決を12月21日に行うことに決しました。

#### ◎休会の議決

○議長（青羽雄士君） お諮りします。議事の都合により、12月14日から12月20日までの7日間、休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、12月14日から12月20日までの7日間、休会することに決しました。

#### ◎散会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、12月21日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 2時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 榊 原 龍 弥 (原本自署)

署 名 議 員 前 原 孝 植 (原本自署)